

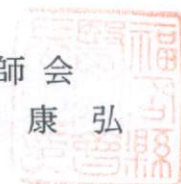
福岡県医発第 11 号（総）

平成 17 年 4 月 1 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を
指定する政令の一部を改正する政令の施行について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がまいりましたので、お送りいたします。

本件は、平成 17 年 3 月 18 日付政令第 52 号において、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神原料を指定する政令が一部改正され、3-（2-アミノプロピル）インドール及びその塩類、3-[2-（ジイソプロピルアミノ）エチル]-5-メトキシインドール及びその塩類の 2 物質について新たに麻薬として追加指定され、平成 17 年 4 月 17 日より改正政令が施行されることについて都道府県知事等に対し、関係各方面に対し周知徹底等を行うよう通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件にご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂

(地 I 239)

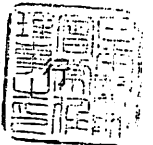
平成 17 年 3 月 25 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

田 島 知



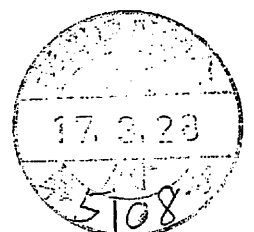
麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を
指定する政令の一部を改正する政令の施行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医薬食品局長より都道府県知事、地方厚生（支）局長に対し、表記通知が発出されるとともに、本会に対しても医薬食品局監視指導・麻薬対策課長から表記通知が都道府県知事等に発出された旨と表記通知に対する周知方依頼がなされました。

本件は、平成 17 年 3 月 18 日付政令第 52 号において麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令が一部改正され、3-（2-アミノプロピル）インドール及びその塩類、3-〔2-（ジイソプロピルアミノ）エチル〕-5-メトキシインドール及びその塩類の 2 物質について新たに麻薬として追加指定され、平成 17 年 4 月 17 日より改正政令が施行されることについて都道府県知事等に対し、関係各方面に対し周知徹底等を行うよう通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解願いますとともに管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。





薬食監麻発第 0318001 号

平成 17 年 3 月 18 日

日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局

監視指導・麻薬対策課長



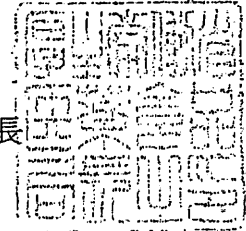
麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定
する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成 17 年 3 月 18 日政令第 52 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号）が改正され、今般、その施行について、各都道府県知事及び各地方厚生（支）局長あて別添のとおり通知したので、内容を御了知の上、関係機関に周知されるようお願いいたします。

平成17年3月18日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{地方厚生(支)局長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定
する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成17年3月18日政令第52号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号、以下「政令」という）が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1、改正の趣旨

3-（2-アミノプロピル）インドール（通称AMT）及び3-〔2-（ジイソプロピルアミノ）エチル〕-5-メトキシインドール（通称5-Me o-DIPT）については、いわゆる脱法ドラッグとして国内で濫用されており、重大な健康被害を生じるおそれがあることから、保健衛生上の危害を防止するため政令改正を行い麻薬指定した。

2、政令改正の内容

次の2物質が麻薬に追加指定されたこと。（第1条関係）

- ① 3-（2-アミノプロピル）インドール及びその塩類
- ② 3-〔2-（ジイソプロピルアミノ）エチル〕-5-メトキシインドール及びその塩類

3、施行期日

改正政令は、公布の日（平成17年3月18日）から起算して30日を経過した日（平成17年4月17日）から施行されるものであること。

4、指導事項

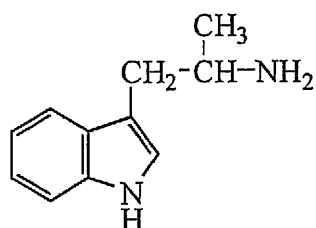
- (1) 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、3-(2-アミノプロピル)インドール等を継続して取り扱う場合には、施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法の規制の適用を受けることとなるので、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続きを行わせるとともに、麻薬指定後の記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導すること。
- (2) 既に麻薬研究者等の免許を取得している者に対しては、3-(2-アミノプロピル)インドール等を取り扱う場合には、既に指定された麻薬と同様に麻薬指定後の記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導すること。
- (3) 上記(1)、(2)について、麻薬及び向精神薬取締法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量は、平成17年4月17日現在の在庫数量を記載するよう指導すること。
- (4) 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している3-(2-アミノプロピル)インドール等について、今後必要としないものについては、所有権放棄の指導を行い、平成17年4月17日以降国庫帰属の措置をとるよう指導すること。

5、物質の構造式等

①化学名：3-(2-アミノプロピル)インドール

通称名：AMT、デイトリッパー等

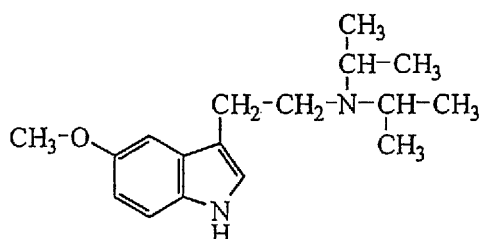
構造：



②化学名：3-[2-(ジイソプロピルアミノ)エチル]-5-メトキシインドール

通称名：5-Me o-DIPT、フォクシー、フォクシーメトキシ等

構造：



政令第五十二号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十七号を第六十九号とし、第十一号から第六十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 三「二（ジイソプロピルアミノ）エチル」―五―メトキシインドール及びその塩類

第一条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 三―（二―アミノプロピル）インドール及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令新旧対照条文
 ○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（麻薬） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。 一 三（略） 四 三（ニアミノプロピル）インドール及びその塩類 五 十一（略） 十二 三（「二（ジイソプロピルアミノ）エチル」一五―メトキシインドール及びその塩類 十三 六十九（略）	（麻薬） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。 一 三（略） 四 十（略） 十一 六十七（略）